

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医の登録

土地改良事業の認可申請の適否の決定

林業種苗法による講習会の開催

畜産振興資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務の委託
及び畜産振興資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の
委託の廃止

◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第千五百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告
示する。

昭和六十年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 脇 敏 正	鳥医第三、三四二号	昭和六十年十一月二十六日

鳥取県告示第千六百十号

倉吉市鴨河内二五五三森本茂ほか五人の者が共同して行う土地改良事業
（非補助事業生竹地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適
当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十
五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の
とおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十四日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び場所

日	時	場 所
昭和六十一年一月十七日	午前十時から午後五時まで	鳥取市東町二丁目二七-一 鳥取県庁第二庁舎第二十一会議室

三 講習科目及び時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 4 受講申込み方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（五千六百元）に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和六十一年一月十日までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具及び印

鳥取県告示第千百六十二号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和六十年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 昭和六十年三月鳥取県告示第二百八十五号(畜産振興資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務の委託について)
- 二 昭和六十年三月鳥取県告示第二百八十六号(畜産振興資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年十二月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和59年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 山口義行後援会

報告年月日 昭和60年10月11日

収入・支出の総額

- | | |
|-----------|---------|
| 1 収入総額 | 10,727円 |
| (1) 前年繰越額 | 10,727円 |
| (2) 本年収入額 | 0円 |
| 2 支出総額 | 0円 |